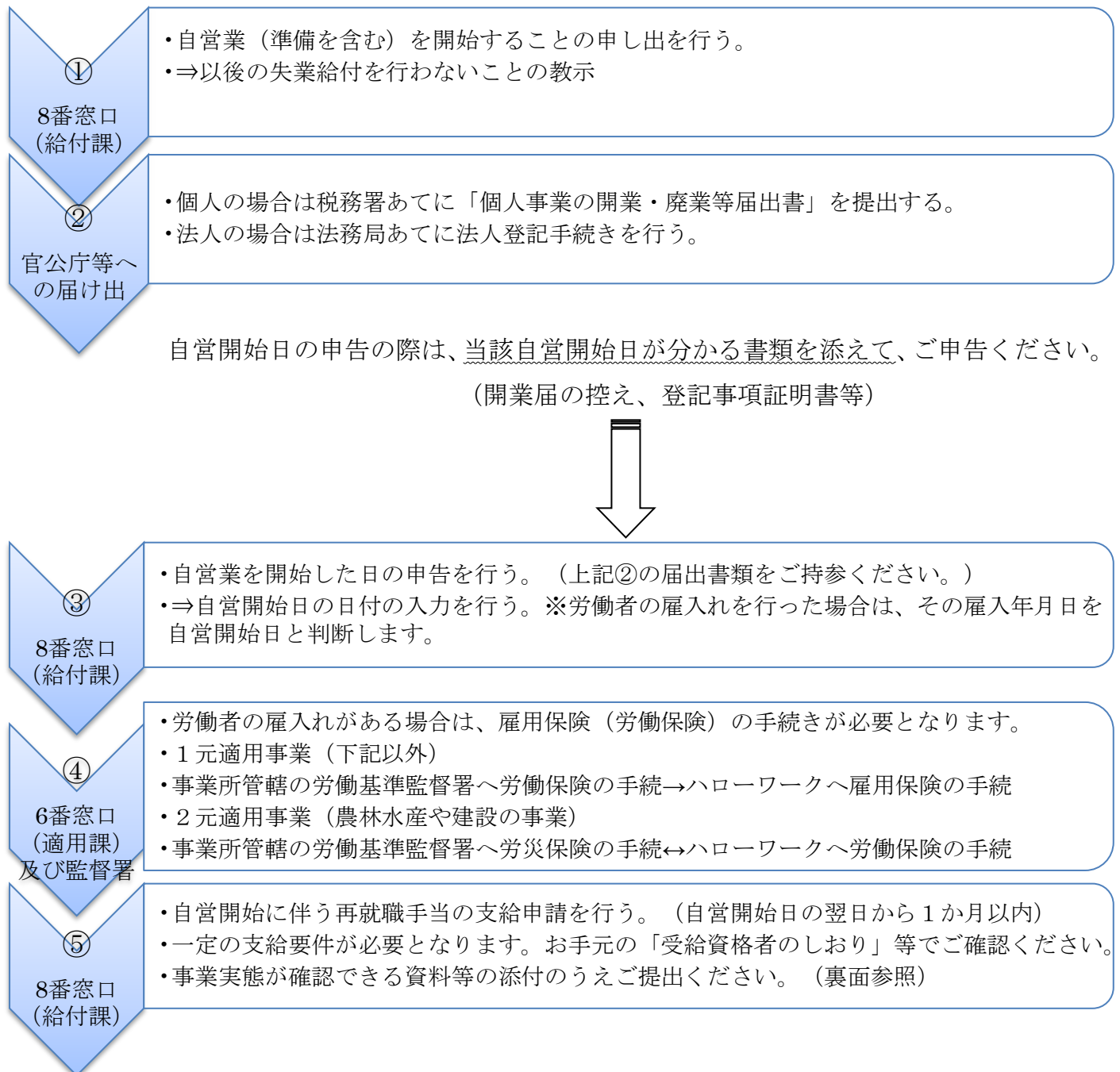


## ～自営開始を予定している方へ～

自営業（準備を含む）を開始する方については、失業の状態を満たさなくなるため、下記のとおり  
の届出が必要となります。（⇒は証書への処理内容ですので、受給資格者証をご持参ください。）



(注) 上記の流れ図内④については、労働者の雇入れの有無又は雇入れのあった労働者の労働条件によっては、必ずしも届出を要しない場合もあります。

⑥ 再就職手当の支給（不支給）決定 ⇒ 処理内容の入力を行い、郵送により通知します。  
審査結果（提出資料・実態調査）に基づき、再就職手当の支給（不支給）決定を行う。

☞事業継続性が見込まれない事業形態であった場合や再就職手当が不支給となった場合には、  
「就業手当」を案内できる場合もあります。

※事業実態が確認できる書類（ご自身で確認してみてください。）

雇用保険被保険者となる身分の労働者の雇入れが確認できる書類

雇用保険適用事業所設置届事業主控

各事業における許認可等が確認できる書類、営業許可証、各種免許証等

事務所等の賃貸借契約書

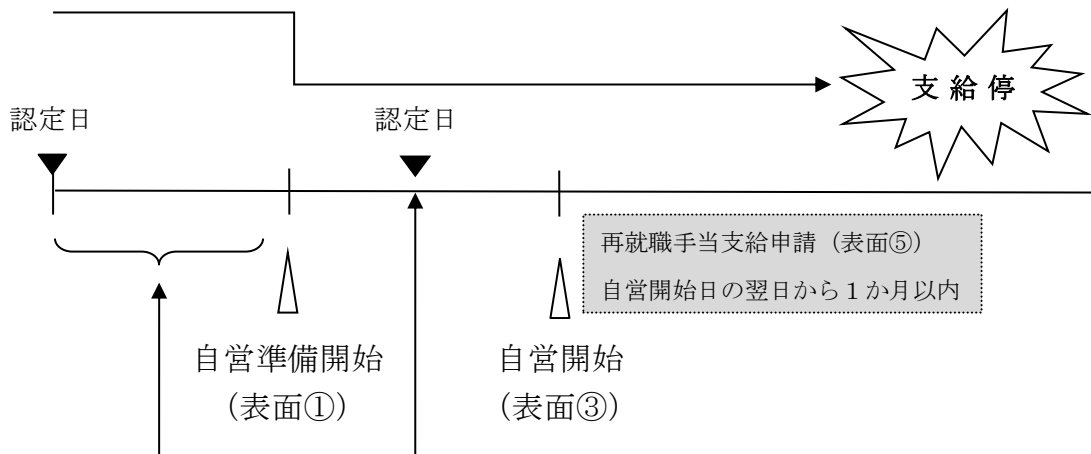
備品等の購入経費・賃料を証する書類

雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・出勤簿等

業務委託契約書・請負契約書・フランチャイズ契約書

売上等が確認できる領収書・出納帳の類

### 受給の流れのイメージ



上記の自営準備開始時点で失業給付は支給停止となります。その日前の認定については当該期間についての求職活動実績があれば、その後の指定された認定日に来所いただくことにより認定は可能となります。さらに自営開始日の申告を行った時点で支給残日数を再確認することによって、再就職手当の支給対象者となることの判断を行うこととなります。

(注) 受給期間満了日の関係で、自営開始時点の残日数が自営準備開始時点での残日数より少なくなる場合があります。

また、給付制限期間がある方は待期間の満了の認定後かつ給付制限期間の初めの1か月間を経過した自営開始日であることが必要です。